きれいな水を守るため、浄化槽の維持管理を！

浄化槽をご使用の皆さんへ

毎日の生活の中で、私たちはたくさんの水を使用していますが、家庭からの排水の多くは側溝や水路を通り河川へ流れていきます。このため生活排水による河川の汚濁を防止するには、生活排水を適正に処理し放流することが重要となります。

浄化槽は、家庭からの排水等を微生物の働きにより分解・浄化し、きれいな水にしてから放流するための設備です。微生物が十分に働くためには、浄化槽の正しい使用と適正な維持管理が必要です。

豊かな自然環境を守るため、浄化槽を使用される方（浄化槽管理者）は、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。

浄化槽の3つの維持管理をお忘れなく！

浄化槽を使用される方（浄化槽管理者）には、『浄化槽法』により3つの維持管理（決められた回数の保守点検および清掃を行うこと、毎年1回の法定検査を受けること）が義務付けられています。

●保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や点検内容は、浄化槽の種類や大きさによって異なりますが、一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上実施する必要があります。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約し、必ず行ってください。

●清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや機器類の洗浄等を、年1回以上実施する必要があります。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

◎**町許可清掃業者**／益榮商事㈱（☎581・1745）、㈱ロビン（☎584・2644）

●法定検査

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているか総合診断するものです。検査結果は、使用される方や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。法定検査を受けていない方は、指定検査機関、または保守点検業者や清掃業者に連絡し、検査の手続きをしてください。

◎指定検査機関／一般社団法人埼玉県浄化槽協会（☎533・4700）

浄化槽を使うときの心がけ

○天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。

○食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。

○トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

○便器の掃除には、塩素系洗剤をなるべく使わないようにしましょう。

○ブロワ（浄化槽に空気を送る機械）の電源は切らないでください。

浄化に活躍！

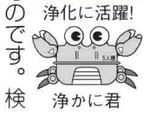

浄かに君

浄化槽の設置に補助金制度を活用ください

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では、家屋の新築、または単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する方を対象に設置費用等の一部を補助し、合併処理浄化槽の普及を促進しています。

浄化槽を設置する区域や機種等、工事の条件によっては補助対象とならない場合があります。また、浄化槽工事の着工前に申請する必要がありますので、補助を希望される方は、事前に生活環境エコタウン課までお問い合わせください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

問い合わせ／生活環境エコタウン課（☎581・2121内線224）へ。

平成28年成人式 1月10日（日）です

町では、平成28年1月10日（日）に成人式を開催します。

10月31日現在で、寄居町に住民登録をされている方に案内状を発送します。

なお、町外に転出していて、寄居町の成人式に出席を希望される方は11月29日（日）までに中央公民館へご連絡ください。随時、案内状を発送します。

日時／平成28年1月10日（日）正午終了予定
受付／午前9時～10時
場所／中央公民館ホール
内容／記念撮影、アトラクション、式典

成人式運営委員会ではエコキャップリサイクル運動に取り組みます!!

平成28年成人式運営委員会では、昨年に引き続きエコキャップリサイクル運動に取り組むことになりました。ペットボトル（清涼飲料水のもの）のキャップを10月31日まで回収します。中央公民館、町立図書館、寄居町役場、アタゴ記念館、かわせみ荘に設置した回収ボックスに入れていただくか、中央公民館まで直接お持ちください。なお、キャップに貼ってあるシールは剥がしてお持ちください。

問い合わせ／中央公民館（☎581・2662）へ。

高齢者インフルエンザ予防接種が始まります

インフルエンザ予防接種は、効果が現れるまで通常2週間程度かかり、約5カ月間効果が持続するといわれています。例年、インフルエンザは12月下旬から翌年の1月上旬に本格的に流行しますので、遅くとも12月中旬までに接種を受けることをお勧めします。予防接種を希望する方は、事前に医療機関へ予約したうえで、体調が良いときに受けてください。

期間／10月20日（火）～12月25日（金）
対象／接種日現在、町内在住で次の①か②に該当する方
①65歳以上の方
②60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級程度の方）
医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表1のとおりです。なお、高齢者インフルエンザ予防接種依頼書兼予診票は、町内の医療機関に設置しています。
持参するもの／高齢者インフルエンザ予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳（お持ちの方）
個人負担額／1,000円
申し込み／直接医療機関へ予約してください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種実施中です

肺炎球菌ワクチンは、免疫がつくまでに3週間ほどかかります。すべての肺炎球菌を予防することはできませんが、1回の予防接種で5年以上免疫が持続するといわれています。対象となる方は、風邪、インフルエンザが流行する前に予防接種を受けてください。

期間／平成28年3月31日（木）まで
対象／町内在住で過去に一度も肺炎球菌ワクチン予防接種（自費で受けたものも含む）を受けていない方で、表2のいずれかに該当する方
医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表1のとおりです。
持参するもの／高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳
個人負担額／4,000円
申し込み／事前に電話で保健福祉総合センターへお申し込みください。高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票を送付します。
その他／長期にわたり療養が必要となる疾患等の特別な事情により、接種期間に予防接種を受けられなかった方は、当該事由が消滅してから1年以内であれば定期予防接種として受けることができます。該当すると思われる方は、予防接種を受ける前に保健福祉総合センターへご相談ください。

共通事項

●表1以外の医療機関で接種を希望される方は、保健福祉総合センターへご相談ください。
●接種費用について、生活保護世帯の方のみ全額公費負担となります。ただし、インフルエンザ予防接種は1年度につき1人1回限り、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種は生涯で1人1回限りの公費負担となります。
●インフルエンザ予防接種と高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を別な日に受ける場合は、6日以上の間隔をおいて接種をお受けください。
●健康被害救済制度：予防接種後に、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合は、『予防接種法』、または『寄居町予防接種事故災害規定』および『独立行政法人医薬品医療機器総合機構法』による救済制度が受けられます。詳しくは保健福祉総合センターへお問い合わせください。

表1　町内の予防接種契約医療機関名簿（肺炎球菌・インフルエンザともに接種可）

契約医療機関	電話番号	住　所
五十嵐整形外科医院	580·1482	桜沢1017-5
市川医院	581·0535	寄居1056
おぶすま診療所	582·2211	赤浜965-2
小久保医院	584·2030	用土2176-2
埼玉よりい病院	579·2788	用土395
佐伯医院	581·0204	寄居988
清水医院	581·0051	寄居657
高間クリニック	581·0751	寄居671-3
田中医院	582·0015	赤浜1157
林りくろう診療所	584·7545	用土5402-6
はらしま医院	586·0081	保田原163-7
藤野クリニック	581·1035	寄居1153-1
松本医院	581·1106	寄居886-2
山田医院	581·0066	寄居953-2
山田整形外科内科医院	581·6761	桜沢218-5
用土医院	579·1555	用土2225-4
寄居本町クリニック	580·2550	寄居808-1

表2　平成27年度高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者

区分	年齢	生年月日等
定期予防接種	65歳	昭和25年4月2日から昭和26年4月1日生
	70歳	昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生
	75歳	昭和15年4月2日から昭和16年4月1日生
	80歳	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日生
	85歳	昭和5年4月2日から昭和6年4月1日生
	90歳	大正14年4月2日から大正15年4月1日生
	95歳	大正9年4月2日から大正10年4月1日生
	100歳	大正4年4月2日から大正5年4月1日生
	60歳以上65歳未満（※）	心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級程度）
行政措置予防接種	65歳以上（※）	上記の定期対象年齢以外の方

※接種日現在

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581·8500）へ。